



2026年5月13日

各 位

会 社 名 住友化学株式会社  
代表者名 代表取締役社長 水戸 信彰  
(コード番号：4005 東証プライム)  
問合せ先 常務執行役員 コーポレートコミュニケーション部長 山内 利博  
(TEL. 03-5201-0200)

会 社 名 広栄化学株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐々木 康彰  
(コード番号：4367 東証スタンダード)  
問合せ先 常務執行役員総務人事室担当 大畑 尚志  
(TEL. 03-6837-9300)

### 住友化学株式会社による広栄化学株式会社の完全子会社化に関する 株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ

住友化学株式会社（以下「住友化学」といいます。）及び広栄化学株式会社（以下「広栄化学」といい、住友化学と広栄化学を総称して、以下「両社」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会決議により、それぞれ、住友化学を株式交換完全親会社、広栄化学を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、本日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換は、住友化学においては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）以下同じです。）第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、広栄化学においては、2026年6月25日開催予定の広栄化学の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で、2026年8月1日を効力発生日として行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日（2026年8月1日（予定））に先立ち、広栄化学の普通株式（以下「広栄化学株式」といいます。）は、2026年7月30日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場において上場廃止（最終売買日は2026年7月29日）となる予定です。

#### 記

##### 1. 本株式交換による完全子会社化の目的

住友化学は、2026年3月31日現在、アグロ&ライフソリューション事業、ICT&モビリティソリューション事業、アドバンストメディカルソリューション事業、エッセンシャル&グリーンマテリアルズ事業等を展開しております。

住友化学は、1925年6月に設立され、住友の事業精神である「自利利他 公私一如」をはじめとする企業理念に則り、「Innovative Solution Provider」を長期的に目指す姿として成長し続けることを念頭に、2025～2027年度中期経営計画「Leap Beyond～成長軌道へ回帰～」における基本方針として、(i) 新成長戦略による事業ポートフォリオ高度化、(ii) 構造改革の継続的な遂行による強靱化、(iii) 財務・資本効率の改善、(iv) 3つのXを基軸としたR&D戦略、(v) 新成長戦略を支える経営基盤の強化を掲げております。

一方、広栄化学は、1917年6月に設立され、含窒素化合物のパイオニアとして、気相製品、アミン製品等の基幹製品に加えて、医農薬関連化学品及び機能性化学品等の製造及び販売に取り組んでまいりました。長年

培ってきたコアテクノロジーをさらに進化させることにより、高付加価値高機能製品を提供してきました。

なお、住友化学と広栄化学の資本関係は、経営支援を目的として、1951年に住友化学（当時の商号は住友化学工業株式会社）が広栄化学（当時の商号は広栄化学工業株式会社）の株主として資本参加した後、1954年に追加出資し広栄化学が住友化学の連結子会社となったことに始まります。広栄化学は1997年10月に大阪証券取引所市場第二部に上場し、1998年3月末時点では、住友化学の所有する広栄化学株式は13,647,093株（持株割合（注1）：55.70%）となりました。その後、広栄化学は、2017年10月に普通株式5株を1株とする株式併合を実施し、2018年3月末時点では、住友化学が広栄化学株式を2,731,400株（持株割合：55.74%）所有するに至り、本日現在においても住友化学が所有する広栄化学株式及び持株割合に変更はありません。

（注1）「持株割合」とは、各時点における広栄化学の発行済株式数に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております（なお、各時点の自己株式数を把握することが困難であるため、発行済株式数から自己株式数を控除していません。）。

1951年の住友化学による広栄化学への資本参加以来、両社は医薬関連化学品及び機能性化学品の事業領域にて協業を行ってまいりました。特に近年では光学材料や医薬関連での協業が進んでおります。これまで住友化学は上場会社としての広栄化学の独立性を尊重しつつ、グループとしての一体運営及びシナジー実現を進めてまいりました。一方で、資源・エネルギー価格の高騰及び供給不足といった厳しい業界環境に加え、サステナビリティ関連対応へのニーズ拡大、医療用オリゴ核酸を用いた遺伝子治療や再生・細胞医薬等の先端医療領域における技術革新等、両社を取り巻く事業環境は大きく変化しています。

こうした環境変化を踏まえると、広栄化学においては、既存設備の稼働向上に向けた各製品領域での成長取組を継続しながら、事業機会を的確に捉え、独創的技術に一層の磨きをかけ機能製品及び新規事業を拡大することが課題と認識しております。また、住友化学の高度化低分子CDMO事業においては、これまで国内市場を中心に成長を遂げてきましたが、今後のさらなる事業拡大に向けては、海外案件への対応力強化が重要と考えております。

このように、両社がグローバルな事業機会を的確に捉えつつ、迅速かつ機動的に経営戦略を遂行することが一層重要となるなか、住友化学は、広栄化学が有する技術・ノウハウ、人材及びマルチプラント等と協働し、海外メガファーマをはじめとするグローバル顧客のニーズにも合致した生産体制を構築することにより、国内外の多様な需要に応え、事業規模の拡大を目指すことができると考えております。

住友化学は、こうした取り組みをより一層加速し、事業の一体的な推進を図りつつ両社が持続的な成長をしていく上では、広栄化学の上場維持を前提とした現在の連結親子関係のみでは十分ではなく、より一体的なグループ運営の枠組みが必要であるとの認識に至りました。このため、広栄化学を住友化学の完全子会社とすることで、協業関係をさらに強化するとともに、住友化学グループ内における迅速かつ柔軟な意思決定及び方針徹底を実現し、両社の企業価値向上を図ることを目的に、2025年11月4日に住友化学から広栄化学に対して本株式交換の提案（以下「本提案」といいます。）を行いました。

広栄化学は、親会社である住友化学からの本提案を受けて、本株式交換に係る具体的な検討を開始することといたしました。また、広栄化学は、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、広栄化学の取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するに先立って、本株式交換では構造的な利益相反の問題が生じ得るため、広栄化学の一般株主の保護を目的として、本株式交換における交換比率の公正性の担保、意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反回避の観点から、本株式交換の公正性を担保する措置の一つとして、2025年11月17日に、住友化学からの独立性及び本株式交換の成否からの独立性を有する委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。詳細については、下記3.「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおりです。）を設置し、具体的検討に向けた体制を整備いたしました。

本株式交換後の具体的な施策及びそれに基づき顕在化するシナジーとしては、以下のものを想定しております。

#### (i) 広栄化学の技術力と住友化学の技術力を組み合わせることによる技術的発展

広栄化学は含窒素化合物分野のリーディングカンパニーとして、基盤製品に加えて機能製品・新規事業を展開しており、多様な製品群、蓄積された技術力、受託合成対応力を背景に確立した地位を築いております。広栄化学の競争力の源泉である技術力と住友化学の技術力を組み合わせることで、新規ニーズの協同探

索等、さらなる技術的發展余地を追求可能と考えております。特に、広栄化学が保有する低温硬化触媒やイオン液体といった特徴的な技術について、住友化学の技術との組み合わせによって新たな市場展開や新製品開発が可能となると考えております。

#### (ii) 広栄化学のマルチプラントを活用した、住友化学の高度化低分子CDMO事業の国内外での事業規模拡大

広栄化学は、有機金属触媒等の需要低迷の影響もあり、マルチプラント群の低稼働が継続しております。これに対し、住友化学は、本株式交換後、広栄化学のマルチプラントを活用し、住友化学の進める高度化低分子CDMO事業の拡大につなげることができると考えております。具体的には、住友化学の経営資源の活用によって広栄化学のマルチプラントを国内外のGMPに適合する設備に改造し、高度化低分子CDMO事業に関する海外メガファーマをはじめとするグローバル顧客のニーズに合致した生産体制を構築することで、国内外の多様な需要に応え、事業規模を拡大することを目指しております。

#### (iii) 両社の一体運営による事業活動の迅速化・効率化

上記(i)及び(ii)に例示されるシナジーの他、本株式交換によって広栄化学を住友化学の完全子会社とすることで両社の一体運営が可能となる結果、意思決定が迅速化されるとともに、情報、人材等の双方の経営資源のより一層高度かつ柔軟な相互活用が可能となり、住友化学グループ全体の収益力向上につながると考えております。

併せて、広栄化学の一般株主には本株式交換後は住友化学の株主として、両社のシナジーによる企業価値向上を経済的に享受していただくことが可能になると考えております。加えて、上場会社として必要となる体制整備の対応やそのコスト負担が大きくなるなか、広栄化学における上場維持に係る業務負担及びコストの削減にも資するものと考えております。

なお、本株式交換を通じて広栄化学は上場廃止となるため、一般的に上場企業が享受できる、エクイティ・ファイナンスによる多様な資金調達手段の確保、社会的な信用力や知名度向上に伴う採用活動への好影響、会計監査を通じた財務情報の信頼性の向上等の利点を得られなくなる可能性があります。しかし、資金需要については親会社による子会社への資金支援等、株式市場における資金調達を代替する手段が存在すること、また、広栄化学の知名度は、その業歴の長さ等から既に十分に高く、非上場会社となった場合でも、住友化学の完全子会社としてグループ内の連携をより一層強化することにより、住友化学グループの知名度の恩恵を引き続き享受できることから、人材採用等への悪影響は小さいと考えられること、さらに、住友化学の完全子会社となった後も住友化学連結の会計監査の対象となることから財務面の信頼性も維持可能と考えられること等、上場廃止に伴う影響は最小限に抑えられるものと考えております。

また、両社は、完全子会社化の方法として本株式交換を選択することが望ましいと判断いたしました。これは、本株式交換の対価として、住友化学の普通株式（以下「住友化学株式」といいます。）が広栄化学の一般株主に交付されることにより、広栄化学の一般株主に対して、今後想定されるシナジーの創出による住友化学グループの事業発展や収益拡大、ひいては住友化学の株価上昇といったメリットを享受できる機会を提供できるためです。また、住友化学株式は流動性が高く、市場で取引することで随時現金化することも可能であることから、本株式交換が適切であると考えております。

以上の点を踏まえて、両社において慎重に検討した結果、両社は本株式交換によって広栄化学が住友化学の完全子会社になることが、両社の企業価値向上に資するものであるとの認識で一致しました。その上で、本株式交換に係る割当比率を含む諸条件についての協議を経て合意に至り、本日、両社の取締役会において、住友化学が広栄化学を完全子会社化することを目的として本株式交換の実施を決議し、併せて本株式交換契約を締結いたしました。

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 本株式交換の日程

本株式交換契約承認時株主総会基準日（広栄化学）	2026年3月31日（火）
-------------------------	---------------

本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	2026年5月13日（水）
本株式交換契約締結日（両社）	2026年5月13日（水）
本株式交換契約承認時株主総会決議日（広栄化学）	2026年6月25日（木）（予定）
最終売買日（広栄化学）	2026年7月29日（水）（予定）
上場廃止日（広栄化学）	2026年7月30日（木）（予定）
本株式交換の実施予定日（効力発生日）	2026年8月1日（土）（予定）

（注1）本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、本株式交換の日程は両社の合意により変更されることがあります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

（注2）住友化学においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、本株式交換を行う予定です。

## （2）本株式交換の方式

本株式交換は、住友化学を株式交換完全親会社、広栄化学を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、住友化学においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、広栄化学においては、2026年6月25日に開催予定の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けた上で、2026年8月1日を効力発生日として行う予定です。

## （3）本株式交換に係る割当ての内容

	住友化学 (株式交換完全親会社)	広栄化学 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	4.91
本株式交換により交付する株式数	住友化学株式：10,603,734株（予定）	

### （注1）株式の割当比率

広栄化学株式1株に対して、住友化学株式4.91株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において、住友化学が保有する広栄化学株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

### （注2）株式交換により交付する住友化学株式の数等

住友化学は、本株式交換に際して、本株式交換により住友化学が広栄化学の発行済株式（ただし、住友化学が保有する広栄化学株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における広栄化学の株主（ただし、住友化学を除きます。）の皆様に対して、その保有する広栄化学株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数の住友化学株式を割当交付する予定です。また、住友化学が交付する株式は、住友化学が保有する自己株式の一部（6,000,000株）充当するとともに、新たに普通株式の発行を行う予定です。なお、広栄化学は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する広栄化学の取締役会決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって広栄化学が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

### （注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、住友化学の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる広栄化学の株主の皆様については、住友化学の定款及び株式取扱規程の定めるところにより、住友化学株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

- ① 単元未満株式の買増し制度（100株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項の規定及び住友化学の定款の規定に基づき、住友化学の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を住友化学から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、住友化学の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを住友化学に対して請求することができる制度です。

(注 4) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数の住友化学株式の交付を受けることとなる広栄化学の株主の皆様においては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する住友化学株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式交換により株式交換完全子会社となる広栄化学は、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していないため、該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

住友化学及び広栄化学は、上記 2. 「(3) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、また、両社から独立した法務アドバイザーから法的助言を受けることとしました。そして、住友化学はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）を選定し、広栄化学はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして島田法律事務所を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

住友化学においては、下記「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、住友化学のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村証券から 2026 年 5 月 12 日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言、住友化学が広栄化学に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、住友化学の株主の皆様への利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、広栄化学においては、下記「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、広栄化学のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から 2026 年 5 月 12 日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである島田法律事務所からの助言、広栄化学が住友化学に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、支配株主である住友化学からの独立性及び本株式交換の成否からの独立性を有する委員のみから構成される本特別委員会からの指示・助言並びに本特別委員会から 2026 年 5 月 12 日付で受領した答申書（以下「本答申書」といいます。本答申書の内容については、別添の 2026 年 5 月 12 日付「答申書」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、広栄化学の一般株主の皆様への利益に資するとの判断に至りました。なお、広栄化学は、2026 年 3 月 31 日付「減損損失の計上および 2026 年 3 月期業績予想の修正に関するお知らせ」及び 2026 年 4 月 21 日付「2026 年 3 月期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表しているとおり、2026 年 3 月期の通期業績予想の修正（以下「本業績予想修正」といいます。）を行っておりますが、下記「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「③広栄化学における独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、本業績予想修正が、広栄化学の適正な会計上の判断において行われたものであること、本

株式交換の検討とは無関係に行われたものであること、住友化学による影響を受けたものではないこと、及び、事業計画の修正の必要性の有無等について確認しております。

以上のとおり、住友化学及び広栄化学は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュール・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し・本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねて参りました。その結果、住友化学及び広栄化学は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

## (2) 算定に関する事項

### ① 算定機関の名称及び両社との関係

住友化学の第三者算定機関である野村證券は、住友化学及び広栄化学の関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、野村證券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、住友化学は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。

広栄化学の第三者算定機関である大和証券は、住友化学及び広栄化学の関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、大和証券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、広栄化学は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合に広栄化学に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。

### ② 算定の概要

#### (i) 野村證券による算定

野村證券は、住友化学については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月12日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

広栄化学については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月12日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、同社に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法による住友化学の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	4.15～4.43
類似会社比較法	1.15～4.63
DCF法	3.17～5.89

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を

含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。広栄化学の財務予測その他将来に関する情報については、広栄化学の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は2026年5月12日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、住友化学の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

また、野村證券がDCF法による算定の根拠とした広栄化学の財務予測について、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、以下のとおりです。

(ア) 2026年3月31日に広栄化学が公表いたしました減損損失の計上による将来期間の減価償却費の減少等を主要因として、2027年3月期の営業利益は前年度比大幅な増加が見込まれております。また、光学材料製品の売上伸長並びに有機金属触媒の受託事業における足元の市況悪化からの回復や提供製品の拡充等を主要因として、2028年3月期及び2029年3月期における営業利益は前年度比大幅な増加が見込まれております。

(イ) 2027年3月期においては、売上規模の拡大による運転資本の増加や既存事業に係る設備投資の増加を主要因として、フリー・キャッシュ・フローの大幅な減少が見込まれる一方、2028年3月期及び2029年3月期においては、上記(ア)による営業利益の増加を主要因として、それぞれ前年度対比でフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加が見込まれております。

なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

#### (ii) 大和証券による算定

大和証券は、住友化学については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。

広栄化学については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法による住友化学の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

	株式交換比率の算定結果
市場株価法	4.18～4.43
DCF法	3.55～5.27

市場株価法においては、2026年5月12日を算定基準日として、基準日までの1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用いたしました。

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、住友化学及び広栄化学のそれぞれから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。大和証券は、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で大和証券に対して未公開の事実はないこと等を前提としております。両社及びその関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含み、これらに限りません。）について個別の資産及び負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、広栄化学が作成した2026年3月期から2030年3月期までの事業計画（修正後の事業計画を含み、以下「本事業計画」といいます。）及びその他将来に関する情報が、広栄化学の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認・検討されていることを前提としております。なお、大和証券が提出した株式交換比率の算定結果は、広栄化学の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

DCF法においては、本事業計画における財務予測、2026年3月期第3四半期末における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、広栄化学が2026年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことで企業価値及び株式価値を算定しております。なお、割引率は加重平均資本コストとして、9.7%～10.7%を採用しており、広栄化学の規模を考慮し、サイズリスク・プレミアムを含め算出しております。また、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用しており、永久成長率は国内外のインフレ率及び広栄化学が属する業界成長率等を踏まえて0.5%～1.5%とした上で、継続価値を20,280百万円～25,226百万円と算定しております。

広栄化学が作成した本事業計画については、下記「(4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置を含む。)」の「③広栄化学における独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会が、その内容及び作成経緯 (本事業計画の内容の修正及び当該修正経緯を含みます。以下同じです。) を確認の上、承認しております。

大和証券がDCF法による算定の根拠とした、本事業計画に基づく広栄化学の財務予測は下表のとおりであり、当該財務予測には、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、以下のとおりです。

- (ア) 2026年3月31日に広栄化学が公表いたしました減損損失の計上による将来期間の減価償却費の減少等から、営業利益が増加し、2027年3月期の営業利益は前年度比大幅な増加が見込まれております。
- (イ) 光学材料製品の売上伸長並びに有機金属触媒の受託事業における足元の市況悪化からの回復や提供製品の拡充等が、2028年3月期から2030年3月期にかけての継続的な売上及び営業利益の大幅な増加に寄与することが見込まれております。
- (ウ) 中長期の成長ドライバーと位置付けているカーボンニュートラル関連製品の事業立ち上げに伴い、2030年3月期に売上の伸長が見込まれる一方で、2028年3月期及び2029年3月期には当該事業のための新規設備投資が、それ以降には当該投資に伴う減価償却費の発生が予定されており、営業利益やフリー・キャッシュ・フローに影響を及ぼすことが見込まれております。
- (エ) 2027年3月期及び2028年3月期においては、上記(ア)ないし(ウ)の要因に加えて、売上規模の拡大による運転資本の増加や既存事業に係る設備投資の増加により、フリー・キャッシュ・フローの大幅な減少が見込まれる一方、2029年3月期には営業利益の増加、2030年3月期にはカーボンニュートラル関連製品に係る設備投資の完了により、それぞれ前年度対比でフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加が見込まれております。

なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(単位：百万円)

	2026年 3月期 (3ヶ月)	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期
売上高	6,180	18,724	20,310	22,770	25,918
営業利益	372	970	1,236	2,548	3,566
E B I T D A	1,091	2,971	3,568	4,835	5,721
フリー・キャッシュ・ フロー	2,764	△101	△321	760	1,445

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日 (2026年8月1日 (予定)) をもって、広栄化学は住友化学の完全子会社となり、広栄化学株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2026年7月30日の上場廃止 (最終売買日は2026年7月29日) となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

広栄化学株式が上場廃止となった後も、本株式交換により広栄化学の株主の皆様が割り当てられる住友

化学株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、本株式交換により住友化学株式の単元株式数である100株以上の住友化学株式の割当てを受ける広栄化学の株主の皆様に対しては、引き続き、株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、本株式交換により、住友化学株式の単元株式数である100株に満たない住友化学株式の割当てを受ける広栄化学の株主の皆様については、そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を住友化学から買い増すことも可能です。詳細については、上記2.「(3)本株式交換に係る割当ての内容」(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記2.「(3)本株式交換に係る割当ての内容」(注4)「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、広栄化学の株主の皆様は、最終売買日である2026年7月29日(予定)までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する広栄化学株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

#### (4) 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む。)

両社は、住友化学が既に広栄化学株式2,731,400株(2026年3月31日現在の発行済株式数(4,900,000株)から広栄化学の自己株式数(8,980株)を控除した株式数(4,891,020株)に占める割合にて55.85%)を保有し、広栄化学が住友化学の連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含みます。)を実施しております。

##### ① 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

住友化学は両社から独立した第三者算定機関である野村證券を、広栄化学は両社から独立した第三者算定機関である大和証券を、それぞれの第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記「(2)算定に関する事項」をご参照ください。なお、住友化学及び広栄化学は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

##### ② 独立した法律事務所からの助言

住友化学は、本株式交換に関する法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、広栄化学は、本株式交換に関する法務アドバイザーとして、島田法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、島田法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

##### ③ 広栄化学における独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

###### (i) 設置等の経緯

広栄化学は、住友化学から本提案を受け、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するに先立って、本株式交換に係る取締役会の意思決定に慎重を期し、また、取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが広栄化学の一般株主にとって公正なものであるといえるかどうかについての意見を取得することを目的として、2025年11月17日、瀧口健氏(広栄化学社外取締役(監査等委員)・独立役員)、八田陽子氏(広栄化学社外取締役(監査等委員)・独立役員)及び上田亮子氏(広栄化学社外取締役・独立役員)の3名により構成される本特別委員会を設置いたしました。また、本特別委員会の委員の互選により本特別委員会の委員

長として瀧口健氏が選定されました。

なお、本特別委員会の委員の報酬は、本株式交換の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

また、広栄化学取締役会は、本特別委員会に対して、(1) 本株式交換の目的の正当性・合理性(本株式交換が広栄化学の企業価値向上に資するかを含みます。)、(2) 本株式交換に係る手続の公正性・妥当性、(3) 本株式交換の条件(株式交換比率を含みます。)の公正性・妥当性、(4) 上記を踏まえて、広栄化学取締役会が本株式交換の実施に関する決定を行うことが広栄化学の一般株主にとって公正であるか、(5) その他、特別委員会設置の趣旨に鑑み、本株式交換に関し、広栄化学取締役会が必要と認めて諮問する事項(以下「本諮問事項」といいます。)について諮問いたしました。加えて、広栄化学取締役会は、本特別委員会を取締役会から独立した会議体として位置付け、本株式交換の実施に関する広栄化学取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、特に、本特別委員会が本株式交換の実施又は条件が妥当でないと判断した場合には、その実施を承認しないこととする旨を決議しております。

併せて、広栄化学取締役会は、本特別委員会に対して、(ア) 広栄化学が本株式交換に関して行う交渉の過程に実質的に関与する権限(必要に応じて、交渉方針に関して指示又は要請を行うこと及び自ら交渉を行うことを含みます。)、(イ) 本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し(この場合の費用は広栄化学が負担します。)、又は、広栄化学の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認(事後承認を含みます。)する権限、並びに(ウ) 必要に応じ、広栄化学の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を受領する権限を付与することを決議しております。

## (ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年11月17日から2026年5月12日までに、合計14回にわたって開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議等を行う等して、本諮問事項について慎重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、広栄化学が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券並びに法務アドバイザーである島田法律事務所について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、住友化学及び広栄化学の両社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換により創出されるシナジーの内容、本株式交換後の経営方針、従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、広栄化学からは、本株式交換比率の算定の前提となる本事業計画の内容及び作成経緯についても説明を受け、質疑応答を行い、その内容の合理性及び作成経緯に公正性を疑うべき事情等が存在しないこと等について確認した上で、第3回特別委員会において本事業計画を承認いたしました。なお、本事業計画は、広栄化学の2025年3月7日公表の「中期経営計画 2025年度-2027年度『変革への挑戦』KX2027」(以下「中期経営計画」といいます。)と一定の差異があるものの、本特別委員会は、広栄化学からの説明及び質疑応答を踏まえ、本事業計画と中期経営計画との差異は、中期経営計画発表後に生じた事業環境や顧客状況の変化、2025年度の足許までの実績値等を踏まえた合理的なものであると判断しております。その後、広栄化学は、大型カーボンニュートラル関連製品による収益の蓋然性が高まったことから、これを事業計画に織り込むことが必要かつ合理的であると認められたことに加え、2026年3月31日付「減損損失の計上および2026年3月期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表した2026年3月期の通期業績予想の下方修正(以下「本業績予想下方修正」といいます。)についても併せて事業計画に織り込むため、本事業計画の修正を行いました。本特別委員会は、第8回特別委員会において、本業績予想下方修正が、広栄化学の適正な会計上の判断において行われたものであること、本株式交換の検討とは無関係に行われたものであること、及び、住友化学による影響を受けたものではないことを確認した上で、上記大型カーボンニュートラル関連製品による収益の蓋然性が高まったことによる影響を含めて事業計画の修正の必要性及び合理性が認められること、並びに、その修正の経緯に住友化学の関与や働きかけがなされた事情等がないことから、本事業計画の修正を承認しております。さらに、広栄

化学は、2026年4月21日付「2026年3月期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表しているとおり、2026年3月31日に公表した2026年3月期の通期業績予想から上方修正（以下「本業績予想上方修正」といいます。）を行っておりますが、本特別委員会は、本業績予想上方修正が、広栄化学の適正な会計上の判断において行われたものであること、本株式交換の検討とは無関係に行われたものであること、及び、住友化学による影響を受けたものではないこと、並びに、本業績予想上方修正が2027年3月期以降の事業計画に与える影響は極めて軽微であると認められることから、第8回特別委員会において承認された修正後の本事業計画を再修正する必要がないことについて確認しております。

また、本特別委員会は、広栄化学のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から、株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、広栄化学の法務アドバイザーである島田法律事務所から、本株式交換に係る広栄化学の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。

本特別委員会は、両社の間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けた上で、住友化学から株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、広栄化学に意見する等して、住友化学との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換の実施を決定することが広栄化学の一般株主にとって公正なものである旨の答申書を、2026年5月12日付で、委員全員の一致で、広栄化学の取締役会に対して提出しております。本答申書の内容については、別添の2026年5月12日付「答申書」をご参照ください。

#### ④ 広栄化学における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認

広栄化学は、島田法律事務所から得た法的助言、大和証券から得た財務的見地からの助言、大和証券から取得した株式交換比率算定書の内容、本特別委員会から入手した本答申書その他の資料を踏まえ、住友化学による本株式交換が広栄化学の企業価値の向上に資するか、株式交換比率を含む本株式交換に係る取引条件が公正なものかについて慎重に審議・検討を行った結果、2026年5月13日開催の広栄化学の取締役会において、本株式交換契約を締結することを決議しております。

上記の広栄化学の取締役会においては、広栄化学が住友化学の子会社であり、本株式交換が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、広栄化学の取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、広栄化学の取締役9名のうち、2025年6月まで住友化学の子会社である田岡化学工業株式会社の代表取締役であった佐々木康彰氏及び現在住友化学の常務執行役員を兼務している清水正生氏を除く7名の取締役により審議の上、全員一致により上記決議を行っております。

また、広栄化学の取締役のうち、佐々木康彰氏及び清水正生氏は、上記取締役会を含む本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、広栄化学の立場で本株式交換の協議及び交渉にも参加しておりません。

#### ⑤ 広栄化学における独立した検討体制の構築

広栄化学は、住友化学から独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を社内に構築いたしました。具体的には、広栄化学は、2025年11月4日に、住友化学より本提案を受領して以降、本株式交換に関する検討（本株式交換比率の算定の前提となる事業計画の作成を含みます。）並びに住友化学との協議及び交渉を行う体制を構築いたしました。

本特別委員会は、2025年11月17日開催の第1回特別委員会において、島田法律事務所の助言を踏まえ、本株式交換について社内で検討、交渉及び判断を行うにあたり、2025年6月まで住友化学の子会社である田岡化学工業株式会社の代表取締役であった佐々木康彰氏及び現在住友化学の常務執行役員を兼務している清水正生氏並びに住友化学から広栄化学に出向している従業員については、住友化学及び本株式交換と利害関係を有すると考えられることから、本株式交換に関する検討、住友化学との協議及び

交渉には一切参加しておらず、今後も一切参加しないこととする旨を確認いたしました。これらの取扱いを含めて、広栄化学の検討体制に独立性・公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

⑥ 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

住友化学及び広栄化学は、広栄化学が住友化学以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が広栄化学との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本株式交換契約を承認するための広栄化学の定時株主総会は本株式交換契約の締結が公表されてから約1ヶ月超後である2026年6月25日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による買収提案の機会が十分に確保されています。

なお、広栄化学は、積極的なマーケット・チェックまでは行っておりませんが、本株式交換においては、上記のとおり間接的なマーケット・チェックは行われているものと認められるほか、上記①ないし⑤のとおり、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、積極的なマーケット・チェックが行われていなくても、それのみにより本株式交換における手続の公正性が損なわれるものではないと考えております。

4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	住友化学株式会社	広栄化学株式会社
(2) 所在地	東京都中央区日本橋2丁目7番1号	千葉県袖ヶ浦市北袖25番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 水戸 信彰	代表取締役社長 佐々木 康彰
(4) 事業内容	アグロ&ライフソリューション、ICT&モビリティソリューション、アドバンストメディカルソリューション、エッセンシャル&グリーンマテリアルズ、その他	医農薬関連化学品、機能性化学品、その他
(5) 資本金	90,179百万円 (2025年12月末現在)	2,343百万円 (2026年3月末現在)
(6) 設立年月日	1925年6月1日	1917年6月17日
(7) 発行済株式数	1,657,914,399株 (2025年12月末現在)	4,900,000株 (2026年3月末現在)
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 従業員数	(連結) 29,279名 (2025年3月末現在)	(単体) 402名 (2026年3月末現在)
(10) 主要取引先	—	住友化学株式会社 川研ファインケミカル株式会社 住友商事ケミカル株式会社
(11) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行 三井住友信託銀行株式会社 農林中央金庫 株式会社日本政策投資銀行 株式会社みずほ銀行	株式会社三井住友銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社三菱UFJ銀行 農林中央金庫
(12) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口) 15.02%	住友化学株式会社 55.85%

株式会社日本カスト ディ銀行（信託口）	6.52%	近畿産業信用組合	4.91%
住友生命保険相互会社	4.33%	種田 修	2.11%
J Pモルガン証券株式 会社	2.62%	阪本 重治	1.28%
日本生命保険相互会社	2.50%	広栄化学社員持株会	1.10%
住友化学社員持株会	1.96%	丸石化学品株式会社	0.69%
株式会社日本カスト ディ銀行（三井住友信 託銀行再信託分・住友 生命保険相互会社退職 給付信託口）	1.77%	高石 文夫	0.68%
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1 （常任代理人 株式会 社三菱UFJ銀行）	1.72%	山田 晃	0.68%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001（常任代理人 株式会社みずほ銀行決 済営業部）	1.51%	山崎 孝二	0.61%
農林中央金庫 （2025年9月末現在）	1.33%	住友生命保険相互会社 （2026年3月末現在）	0.41%

(13) 当事会社間の関係

資 本 関 係	住友化学は、広栄化学の発行済株式数（4,900,000株）から自己株式数（8,980株）を控除した株式数の55.85%に相当する2,731,400株の株式を保有しており、広栄化学の親会社であります。
人 的 関 係	住友化学の執行役員1名が広栄化学の取締役を兼務しております。また、広栄化学は、2026年3月31日現在、住友化学より17名を出向者として受け入れております。
取 引 関 係	住友化学は広栄化学に対しアセトアルデヒド等主要原料を供給しており、広栄化学は住友化学に製品を販売しております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	広栄化学は住友化学の連結子会社であり、住友化学と広栄化学は相互に関連当事者に該当します。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	住友化学（連結）		
	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期
資 本 合 計	1,489,189	1,164,366	1,074,415
資 産 合 計	4,165,503	3,934,818	3,439,784
1株当たり親会社 所有者帰属持分（円）	716.26	590.44	550.37
売 上 収 益	2,895,283	2,446,893	2,606,281
コ ア 営 業 利 益	92,752	△149,049	140,519
営 業 利 益	△30,984	△488,826	193,033
親会社株主に帰属する	6,987	△311,838	38,591

当 期 利 益			
1株当たり当期純利益(円)	4.27	△190.69	23.59
1株当たり配当金(円)	18.00	9.00	9.00
決算期	広栄化学		
	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期
純 資 産	21,819	21,616	16,089
総 資 産	39,304	35,218	29,869
1株当たり純資産(円)	4,461.11	4,419.56	3,289.66
売 上 高	19,427	20,018	17,009
営 業 利 益	415	566	364
経 常 利 益	347	356	255
当 期 純 利 益	299	288	△5,135
1株当たり当期純利益(円)	61.26	58.96	△1,049.89
1株当たり配当金(円)	100.00	100.00	80.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

#### 5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名 称	住友化学株式会社
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋2丁目7番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 水戸 信彰
(4) 事 業 内 容	アグロ&ライフソリューション、ICT&モビリティソリューション、アドバンストメディカルソリューション、エッセンシャル&グリーンマテリアルズ、その他
(5) 資 本 金	90,179百万円
(6) 決 算 期	3月31日
(7) 純 資 産	現時点では確定していません。
(8) 総 資 産	現時点では確定していません。

#### 6. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

#### 7. 今後の見通し

本株式交換による住友化学及び広栄化学の業績への影響につきましては、現在精査中ではありますが、今後、業績予想修正の必要性又は公表すべき事項が生じた場合は、速やかに開示いたします。

#### 8. MBO等に関する事項

##### (1) 一般株主にとって公正であることに関する特別委員会の意見

本株式交換は、広栄化学にとって、支配株主（親会社）である住友化学との取引であることから、有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用されます。そのため、広栄化学は、本特別委員会から2026年5月12日付で、本株式交換の実施を決定することが広栄化学の一般株主にとって公正なものである旨の意見を取得しています。詳細は、当該意見の内容が記載された添付資料（2026年5月12日付「答申書」）をご参照ください。

##### (2) 少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

住友化学は広栄化学の支配株主（親会社）であり、本株式交換は、広栄化学にとって支配株主との取引

等に該当します。

広栄化学が、2025年6月24日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、「当社は、事業運営にあたっては、独自の経営判断と自己責任で自主的な経営を行うことを基本としています。住友化学グループとの取引条件については、市場価格、総原価等を勘案して価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。また、親会社との取引において実質的に利益が相反する事項が含まれる場合、独立社外取締役のみで構成する社外取締役会議における審議及びその結果の取締役会への報告を要することとしています。」と示しております。

この点、広栄化学は、本株式交換において、上記3.「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」のとおり、コーポレート・ガバナンス報告書記載の指針に沿う特別委員会を別途組成しており、本特別委員会が本答申書を広栄化学の取締役会に提出する等、本株式交換の公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を講じており、かかる対応は、上記指針に適合しているものと考えております。

したがって、広栄化学は、本株式交換は上記の指針に適合していると判断しております。

(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記3.「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」をご参照ください。

以上

(参考) 当期業績予想又は当期実績及び前期実績

住友化学（当期業績予想 2026年2月3日公表分）

(単位：百万円)

	連結売上収益	連結コア営業利益	連結営業利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (2026年3月期)	2,300,000	200,000	165,000	55,000
前期実績 (2025年3月期)	2,606,281	140,519	193,033	38,591

広栄化学（当期実績 2026年5月13日公表分）

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期実績 (2026年3月期)	17,009	364	255	△5,135
前期実績 (2025年3月期)	20,018	566	356	288

(注) 広栄化学は2026年7月30日をもって上場廃止となる予定であるため、2027年3月期の業績予想の公表を控えさせていただきます。

(参考) 2026年5月12日付「答申書」(別添)

2026年5月12日

広栄化学株式会社 取締役会 御中

広栄化学株式会社特別委員会

委員長 瀧口 健

委員 八田 陽子

委員 上田 亮子

答 申 書

当委員会は、住友化学株式会社（以下「住友化学」という。）による、住友化学を株式交換完全親会社とし、広栄化学株式会社（以下「当社」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換に係る一連の取引（以下「本取引」という。）に関し、当社の取締役会から諮問を受けた後記第1の各事項につき、全会一致により、後記第3のとおり答申する。

## 目 次

第1	本諮問事項.....	6
第2	検討の過程.....	6
1	当委員会における審議等.....	6
2	本検討資料に基づく検討.....	6
3	本ヒアリング等による調査、検討.....	6
(1)	当社からの聴取.....	6
(2)	住友化学からの聴取.....	7
(3)	アドバイザーからの助言.....	7
4	前提事項.....	7
第3	答申の内容.....	7
第4	答申の理由.....	8
1	検討の方針及び順序.....	8
(1)	本取引の特性と検討方針.....	8
(2)	各諮問事項の検討順序.....	8
2	本取引の目的の正当性・合理性の検討（本諮問事項①）.....	9
(1)	当社における現状認識.....	9
(2)	本取引により想定されるシナジーに関する当社及び住友化学の認識.....	10
(3)	本取引により想定されるデメリットに関する当社及び住友化学の認識.....	11
(4)	当委員会の検討.....	11
(5)	小括.....	12
3	手続の公正性・妥当性の検討（本諮問事項②）.....	12
(1)	当委員会の設置等.....	12
(2)	独立した検討体制の構築.....	13
(3)	独立した外部の専門家アドバイザーによる助言.....	14
(4)	独立した第三者算定機関からの算定書の取得.....	14
(5)	一般株主への充実した情報開示.....	14
(6)	マーケット・チェック.....	15
(7)	マジョリティ・オブ・マイノリティ.....	15
(8)	強圧性の排除.....	15
(9)	小括.....	16
4	条件の公正性・妥当性の検討（本諮問事項③）.....	16
(1)	住友化学との交渉過程.....	16
(2)	本事業計画の内容の合理性.....	19
(3)	本株式交換比率算定書の内容.....	20

(4) スキームの合理性.....	23
(5) 小括.....	23
5 前記 2 から 4 を踏まえ、当社取締役会が、本取引の実施に関する決定を行うことが当社の一般株主にとって公正であるか（本諮問事項④） .....	24

用語

用語	意味
公正 M&A 指針	経済産業省作成の 2019 年 6 月 28 日付け「公正な M&A の在り方に関する指針」
参照事例	2022 年 1 月 1 日から 2026 年 5 月 12 日までに公表され、かつ株主総会で可決された、子会社である上場会社を株式交換完全子会社とする株式交換による完全子会社化事例（公表日の前営業日の終値に基づき算定される株式交換比率に対するプレミアムが 0%未満になっている事例を除く。）（計 21 件）
島田法律事務所	当社の法務アドバイザーである島田法律事務所
住友化学	住友化学株式会社
住友化学グループ	住友化学並びにその子会社及び関連会社で構成される企業集団
大和証券	当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券株式会社
中期経営計画	当社の 2025 年 3 月 7 日公表の「中期経営計画 2025 年度-2027 年度『変革への挑戦』 KX2027」
当委員会	当社の 2025 年 11 月 17 日付け取締役会決議により設置された特別委員会
当社	広栄化学株式会社
当社株式	当社の普通株式
当社社内検討メンバー	本取引に関する検討（本事業計画の作成を含む。）並びに住友化学との協議及び交渉を行った当社の役員及び従業員
本株式交換比率	本取引において、当社及び住友化学が合意する予定の株式交換比率（当社株式 1 株に対して住友化学の普通株式 4.91 株を割当て）
本株式交換比率算定書	大和証券作成に係る 2026 年 5 月 12 日付けの株式交換比率算定書
本株式交換比率提案書（4/6）	当社が、本取引の株式交換比率について、住友化学から 2026 年 4 月 6 日付けで受領した提案書
本株式交換比率提案書（4/10）	当社が、本取引の株式交換比率について、住友化学から 2026 年 4 月 10 日付けで受領した提案書
本株式交換比率提案書（4/17）	当社が、本取引の株式交換比率について、住友化学から 2026 年 4 月 17 日付けで受領した提案書
本株式交換比率提案書（4/28）	当社が、本取引の株式交換比率について、住友化学から 2026 年 4 月 28 日付けで受領した提案書

本株式交換比率提案書（5/11）	当社が、本取引の株式交換比率について、住友化学から 2026 年 5 月 11 日付けで受領した提案書
本検討資料	当委員会が検討に用いた資料
本事業計画	2026 年 3 月期から 2030 年 3 月期までを対象期間として当社が策定した事業計画（修正後の事業計画を含む。）
本諮問事項	当社の取締役会からの当委員会に対する諮問事項
本提案書	当社が住友化学から受領した 2025 年 11 月 4 日付けの本取引に係る提案書
本取引	住友化学を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換に係る一連の取引
本ヒアリング等	当委員会が本諮問事項の検討過程で実施した質疑応答、インタビュー、その他のヒアリング等
本プレスリリース	当社及び住友化学が、連名で、2026 年 5 月 13 日付けで公表することを予定している「住友化学株式会社による広栄化学株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」の本答申書作成時点でのドラフト

## 第1 本諮問事項

- ① 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む）
- ② 本取引に係る手続の公正性・妥当性
- ③ 本取引の条件（株式交換比率を含む）の公正性・妥当性
- ④ 上記を踏まえて、当社取締役会が、本取引の実施に関する決定を行うことが当社の一般株主にとって公正であるか

## 第2 検討の過程

### 1 当委員会における審議等

当委員会は、2025年11月17日から2026年5月12日までの間に合計14回に亘り、審議を行うとともに、各会日間においても、電子メール等を通じて情報収集、審議を行った。

### 2 本検討資料に基づく検討

当委員会は、審議の過程において、本提案書、住友化学から交付された資料、当委員会における配布資料その他の資料に基づいて検討を行った。

### 3 本ヒアリング等による調査、検討

当委員会は、当社及び住友化学から、本取引の検討に必要な事項について説明を受け、質疑応答を行うとともに、大和証券及び島田法律事務所からの助言を踏まえて審議及び検討を行った。その主な内容は、以下のとおりである。

#### (1) 当社からの聴取

当委員会は、2026年1月7日開催の第4回特別委員会において検討を行った質問書により当社に対して質問を行い、当該質問に対する当社の回答を得るとともに、2026年2月12日開催の第6回特別委員会において、当社に対してインタビューを実施し、質疑応答を行うことにより、本取引のシナジー、本取引実施以降の当社の経営方針、当社従業員のモチベーション維持・向上等について確認した。

## (2) 住友化学からの聴取

当委員会は、2025年12月23日開催の第2回特別委員会において検討を行った質問書により住友化学に対して質問を行い、当該質問に対する住友化学の回答を得るとともに、2026年1月28日開催の第5回特別委員会において、住友化学に対してインタビューを実施し、質疑応答を行うことにより、本取引の目的及び提案の経緯、本取引のシナジー、本取引に係るスキーム選択の理由、本取引実施以降の当社の経営管理方針等に関する住友化学の見解を確認した。

## (3) アドバイザーからの助言

当委員会は、本取引の類似案件における対応、本取引に関する手続その他本諮問事項の検討に必要な事項に関し、特別委員会の各会日及び会日間に、大和証券及び島田法律事務所から助言を受け、検討を行った。

## 4 前提事項

本答申書における当委員会の答申は、以下の事項を前提とするものである。

- ① 本取引に係る手続が、当社及び住友化学のそれぞれにおいて、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所有価証券上場規程その他の法令等を遵守してなされること。
- ② 本検討資料に記載された情報及び本ヒアリング等の過程で得られた情報は真実かつ正確であり、本答申書作成時点においても変更がないこと。
- ③ 本検討資料に記された情報及び本ヒアリング等の過程で得られた情報以外に、当委員会の検討の前提となる事実の認識や当委員会の検討の過程に影響を及ぼし得る情報及び事情が存在しないこと。

## 第3 答申の内容

- ① 本取引の目的の正当性・合理性(本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む)は確保されていると考えられる。
- ② 本取引に係る手続の公正性・妥当性は確保されていると考えられる。
- ③ 本取引の条件(本取引における株式交換比率を含む)の公正性・妥当性は確保されていると考えられる。
- ④ 上記を踏まえると、当社取締役会が本取引の実施に関する決定を行うことは、当社の一般株主にとって公正であると考えられる。

## 第4 答申の理由

### 1 検討の方針及び順序

#### (1) 本取引の特性と検討方針

本取引は、当社の親会社かつ支配株主である住友化学が、当社の完全子会社化を目的として、株式交換の方法により、当社株式の全てを取得する取引であり、その結果として当社株式が上場廃止となることが見込まれる。

すなわち、本取引は、公正 M&A 指針における「支配株主による従属会社の買収」に該当する取引であるといえる。かかる取引類型は、①支配株主が株主総会における議決権行使等を通じて従属会社の経営に一定の影響を及ぼし得るという関係上、従属会社の取締役が一般株主の利益よりも支配株主の利益を優先する可能性があること（いわゆる構造的な利益相反の問題）及び②一般的に、支配株主の方が、一般株主よりも、従属会社に関する正確かつ豊富な情報を有していること（いわゆる情報の非対称性の問題）が内在する取引類型である。

公正 M&A 指針においては、構造的な利益相反の問題（上記①）及び情報の非対称性の問題（上記②）に対応し、手続の公正性を確保するための実務的対応として、公正性担保措置を講じることが望ましいとされており、当委員会は、公正性担保措置の一環として設置されたものである。

そのため、当委員会は、公正 M&A 指針の趣旨に則り、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保し、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の利益を確保する観点で、本諮問事項につき検討を行った。

#### (2) 各諮問事項の検討順序

公正 M&A 指針においては、M&A を行う上で尊重されるべきものとして、以下の原則論が挙げられている。

- ・ 第1原則：企業価値の向上  
望ましい M&A か否かは、企業価値を向上させるか否かを基準に判断されるべきである。
- ・ 第2原則：公正な手続を通じた一般株主利益の確保  
M&A は、公正な手続を通じて行われることにより、一般株主が享受すべき利益が確保されるべきである。

これらの原則は、第1原則を満たした企業価値向上に資する M&A であることを前提に、これを実施するに当たっては、第2原則に則り、公正な手続を通じて行われる

ことにより一般株主の利益が確保されるべきであるという関係に立つものである。とりわけ、支配株主による従属会社の買収においては、第2原則が特に重要であると考えられる（公正 M&A 指針 2.3）。

当委員会は、第1原則の観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、第2原則の観点から、手続の公正性、取引条件の妥当性について検討・判断する役割を担っているといえる。本諮問事項に照らすと、本諮問事項①は、本取引が第1原則の要請を満たすかどうかについて検討を求めるものである。本諮問事項②及び③は、第2原則に対応するものである。すなわち、本諮問事項②は、本取引の手続に着目し、本取引の具体的状況に応じて、公正性担保措置が適切に講じられているかどうかの検討を求めるものであり、本諮問事項③は、一般株主の利益の確保という観点で、取引条件に公正性及び妥当性が認められるかどうかの検討を求めるものである。

本諮問事項④は、本諮問事項①から③の検討を総合して、本取引が当社の一般株主にとって公正なものであると認められるかどうかを問うものである。

そこで、以下では、後記2から4において、本諮問事項①から③を検討し、後記5において、本諮問事項④について検討する。

## 2 本取引の目的の正当性・合理性の検討（本諮問事項①）

本諮問事項①について、当社を取り巻く事業環境及び課題に係る当社の現状認識（後記(1)）、本取引により想定されるシナジーやデメリットに関する当社及び住友化学の認識（後記(2)及び(3)）を確認し、それらを踏まえて、当委員会として、本取引の目的の正当性・合理性が認められるかどうかを検討する（後記(4)）。

### (1) 当社における現状認識

当社は、当社の概要及び事業内容（後記ア）並びに当社を取り巻く事業環境及び課題（後記イ）について、それぞれ以下のとおりと認識しているとのことである。

#### ア 当社の概要及び事業内容

当社は、1917年6月に設立され、含窒素化合物のパイオニアとして、気相製品、アミン製品等の基幹製品に加えて、医農薬関連化学品及び機能性化学品等の製造及び販売に取り組むとともに、長年培ってきたコアテクノロジーをさらに進化させることにより、高付加価値高機能製品を提供してきた。

#### イ 当社を取り巻く事業環境及び課題

1951年の住友化学による当社への資本参加以来、当社及び住友化学は医農薬関連化学品及び機能性化学品の事業領域にて協業を行っている。特に近年では光学材料や医薬関連での協業が進んでいる。これまで住友化学は上場会社としての当社の独立性を尊重しつつ、グループとしての一体運営及びシナジー実現を進めてきた。一方で、資源・エネルギー価格の高騰及び供給不足といった厳しい業界環境に加え、サステナビリティ関連対応へのニーズ拡大、医療用オリゴ核酸を用いた遺伝子治療や再生・細胞医薬等の先端医療領域における技術革新等、当社を取り巻く事業環境は大きく変化している。

こうした環境変化を踏まえると、当社においては、既存設備の稼働向上に向けた各製品領域での成長取組を継続しながら、事業機会を的確に捉え、独自の技術に一層の磨きをかけ機能製品及び新規事業を拡大することが課題である。

(2) 本取引により想定されるシナジーに関する当社及び住友化学の認識

当社及び住友化学は、本取引後の具体的な施策及びそれに基づき顕在化するシナジーについて、以下のとおりと認識しているとのことである。

(i) 当社の技術力と住友化学の技術力を組み合わせることによる技術的発展

当社は含窒素化合物分野のリーディングカンパニーとして、基盤製品に加えて機能製品・新規事業を展開しており、多様な製品群、蓄積された技術力、受託合成対応力を背景に確立した地位を築いている。当社の競争力の源泉である技術力と住友化学の技術力を組み合わせることで、新規ニーズの協同探索等、さらなる技術的発展余地を追求可能と考えている。特に、当社が保有する低温硬化触媒やイオン液体といった特徴的な技術について、住友化学の技術との組み合わせによって新たな市場展開や新製品開発が可能となると考えている。

(ii) 当社のマルチプラントを活用した、住友化学の高度化低分子CDMO事業の国内外での事業規模拡大

当社は、有機金属触媒等の需要低迷の影響もあり、マルチプラント群の低稼働が継続している。これに対し、住友化学は、本取引後、当社のマルチプラントを活用し、住友化学の進める高度化低分子CDMO事業の拡大につなげることができると考えている。具体的には、住友化学の経営資源の活用によって当社のマルチプラントを国内外のGMPに適合する設備に改造し、高度化低分子CDMO事業に関する海外メガファーマをはじめとするグローバル顧客のニーズに合致した生産体制を構築することで、国内外の多様な需要に応え、事業規模を拡大することを目指している。

(iii) 当社及び住友化学の一体運営による事業活動の迅速化・効率化

上記（i）及び（ii）に例示されるシナジーのほか、本取引によって当社を住友化学の完全子会社とすることで両社の一体運営が可能となる結果、意思決定が迅速化されるとともに、情報、人材等の双方の経営資源のより一層高度かつ柔軟な相互活用が可能となり、住友化学グループ全体の収益力向上につながると考えている。

(3) 本取引により想定されるデメリットに関する当社及び住友化学の認識

当社及び住友化学は、本取引により想定されるデメリットについて、以下のとおりと認識しているとのことである。

すなわち、本取引により想定されるデメリットとして、本取引を通じて当社は上場廃止となるため、一般的に上場企業が享受できる、エクイティ・ファイナンスによる多様な資金調達手段の確保、社会的な信用力や知名度向上に伴う採用活動への好影響、会計監査を通じた財務情報の信頼性の向上等の利点を得られなくなる可能性がある。

しかし、資金需要については親会社による子会社への資金支援等、株式市場における資金調達を代替する手段が存在すること、また、当社の知名度は、その業歴の長さなどから既に十分に高く、非上場会社となった場合でも、住友化学の完全子会社としてグループ内の連携をより一層強化することにより、住友化学グループの知名度の恩恵を引き続き享受できることから、人材採用等への悪影響は小さいと考えられること、さらに、住友化学の完全子会社となった後も住友化学連結の会計監査の対象となることから財務面の信頼性も維持可能と考えられること等、上場廃止に伴う影響は最小限に抑えることができる。

(4) 当委員会の検討

当社の現状認識（前記(1)）や本取引により想定されるシナジー（前記(2)）に関する当社及び住友化学の説明内容には特段不合理な点は認められず、本取引が実行された場合、当社の一般株主は、住友化学の普通株式の交付を受け、当該シナジーの創出による住友化学グループの事業発展や収益拡大、ひいては住友化学の株価上昇といったメリットを享受できると考えられる。

また、本取引により想定されるデメリット（前記(3)）に関する当社及び住友化学の説明内容にも特段不合理な点は認められず、本取引により想定されるシナジーを上回るデメリットが生じる具体的な懸念は認められない。

したがって、以上を総合的に考慮すると、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると考えられる。

(5) 小括

以上のとおり、本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、その目的の正当性・合理性は確保されていると考えられる。

3 手続の公正性・妥当性の検討（本諮問事項②）

本諮問事項②については、本取引が、一般株主の利益を確保するために、公正な手続を通じて行われているといえるかを検討する。

公正 M&A 指針によれば、かかる公正な手続を構成する実務上の具体的対応が公正性担保措置であるとされており、支配株主による従属会社の買収においては、具体的状況（構造的な利益相反の問題や情報の非対称性の問題の程度、対象会社の状況や取引構造の状況等）に応じて、以下の視点から公正な取引条件を実現するための手段として講じるものとされている（公正 M&A 指針 2.4）。

視点1：取引条件の形成過程における独立当事者間取引と同視し得る状況の確保

対象会社において、M&A の取引条件に係る交渉及びその妥当性の判断の過程で、M&A が相互に独立した当事者間で行われる場合と実質的に同視し得る状況、すなわち、構造的な利益相反の問題や情報の非対称性の問題に対応し、企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で M&A が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況を確認する。

視点2：一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保

支配株主による従属会社の買収においては、買収者と一般株主との間の情報の非対称性により、取引条件の妥当性等について一般株主による十分な情報に基づいた適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）が行われることが当然には期待しにくいことを踏まえて、一般株主に対して、適切な判断を行うために必要な情報を提供し、適切な判断を行う機会を確認する。

以上の視点を踏まえ、本取引は、実効的な公正性担保措置が講じられ、公正な手続で行われているものと認められるかどうかを検討する。

(1) 当委員会の設置等

ア 当委員会の設置

当社は、住友化学から本提案書を受領し、本取引に関する具体的な検討を開始するに際し、取締役会において、本取引の是非を審議及び決議するに先立って、本取引に係る取締役会の意思決定に慎重を期し、また、取締役会の意思決定過程におけ

る恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが当社の一般株主にとって公正なものであるといえるかどうかについての意見を取得することを目的として、2025年11月17日の取締役会決議により、当委員会を設置した。当委員会の委員は、瀧口健（当社社外取締役（監査等委員）・独立役員）、八田陽子（当社社外取締役（監査等委員）・独立役員）及び上田亮子（当社社外取締役・独立役員）の3名からなり、いずれの委員も住友化学及び本取引の成否から独立性を有している。

また、当委員会の委員の互選により、当委員会の委員長として瀧口健を選定している。なお、当委員会の委員の報酬は、本取引の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていない。

#### イ 当委員会の判断の取扱い

当社取締役会は、当委員会の設置に対して、以下の点を遵守することを決議している。

- ① 本取引の実施に関する当社取締役会の意思決定は、当委員会の判断内容を最大限尊重して行う。
- ② 当委員会が本取引の実施又は条件が妥当でないと判断した場合には、その実施を承認しないこととする。

#### ウ 当委員会の権限

当社取締役会は、当委員会に対して、以下の権限を付与することを決議している。

- ① 当社が本取引に関して行う交渉の過程に実質的に関与すること（必要に応じて、交渉方針に関して指示又は要請を行うこと及び自ら交渉を行うことを含む）
- ② 本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し（この場合の費用は当社が負担する）、又は、当社の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認（事後承認を含む）すること
- ③ 必要に応じ、当社の役職員その他当委員会が必要と認める者から本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を受領すること

#### (2) 独立した検討体制の構築

当社は、住友化学から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う社

内体制を構築している。具体的には、2025年11月4日に本提案書を受領して以降、当社社内検討メンバーが、本取引に関する検討（本株式交換比率の算定の前提となる本事業計画の作成を含む。）並びに住友化学との協議及び交渉を行っている。

この点、当委員会は、2025年11月17日開催の第1回特別委員会において、①当社の取締役のうち、2025年6月まで住友化学の子会社である田岡化学工業株式会社の代表取締役であった佐々木康彰氏、現在住友化学の常務執行役員を兼務している清水正生氏、②住友化学から当社に出向している従業員については、住友化学及び本取引と利害関係を有すると考えられることから、当社社内検討メンバーに含まれておらず、また今後も一切含めないこととする旨を確認している。

また、本取引に係る当社取締役会においては、当社の取締役9名のうち、佐々木康彰氏及び清水正生氏を除く7名の取締役により審議及び決議を行うこととしており、佐々木康彰氏及び清水正生氏は、上記のとおり住友化学及び本取引と利害関係を有すると考えられることから、本取引に係る当社取締役会の審議及び決議には参加しないこととしている。

### (3) 独立した外部の専門家アドバイザーによる助言

当社は、本取引に係る当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券を、法務アドバイザーとして島田法律事務所を、それぞれ選任し、助言を得ている。

当委員会は、2025年11月17日開催の第1回特別委員会において、大和証券及び島田法律事務所それぞれから、本取引の成否からの独立性、住友化学からの独立性、並びに類似事案における実績等を踏まえた専門性や各アドバイザーとしての適格性について説明を受け、その独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券を、法務アドバイザーとして島田法律事務所を選任することを承認した。また、当委員会は、各委員において、必要に応じて、当社のアドバイザーである大和証券及び島田法律事務所から、専門的助言を受けることができることを確認している。

### (4) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本取引における株式交換比率の公正性を担保するため、住友化学及び本取引の成否から独立した第三者算定機関として大和証券を選任し、株式交換比率に関する資料として本株式交換比率算定書を取得している。なお、大和証券が、住友化学及び本取引の成否から独立性を有していることは、前記(3)のとおりである。

### (5) 一般株主への充実した情報開示

本プレスリリースには、当委員会に関する情報（委員の独立性等の適格性、当委員会に付与された権限、当委員会における検討経緯等）、本株式交換比率算定書に関する

る情報、本取引を実施するに至ったプロセスに関する情報等が記載されており、一般株主の適切な判断に資する充実した情報開示が行われる予定である。

#### (6) マーケット・チェック

当社及び住友化学は、当社が住友化学以外の潜在的な買収者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、潜在的な買収者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っていない。

そうすると、本取引においては、他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことが可能であり、いわゆる間接的なマーケット・チェックが行われているとすることができる。

また、本取引に係る株式交換契約を承認するための当社の定時株主総会は、当該株式交換契約の締結が公表されてから約1ヶ月超後である2026年6月25日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、潜在的な買収者による対抗提案の機会が十分に確保されているといえる。

なお、当社は、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェックまでは行っていない。しかし、マーケット・チェックについては、公正M&A指針において、買収者が支配株主である場合、そもそも公正性担保措置として機能する場面は限定的であり、実施する意義が乏しい場合が多い旨の指摘がなされている（公正M&A指針3.4.3.2）。また、本取引においては、前記(1)から(5)のとおり、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、積極的なマーケット・チェックが行われていないことのみをもって、本取引の手の公正性が損なわれるものではない。

#### (7) マジヨリティ・オブ・マイノリティ

本取引において、いわゆるマジヨリティ・オブ・マイノリティ条件は設定されていないとのことである。

もっとも、マジヨリティ・オブ・マイノリティ条件については、公正M&A指針において、支配株主による従属会社の買収のように買収者の保有する対象会社の株式の割合が高い場合において、企業価値の向上に資するM&Aに対する阻害効果の懸念が指摘されている（公正M&A指針3.5.2）。また、本取引においては、前記(1)から(5)のとおり、他に十分な公正性担保措置が取られていることも踏まえると、マジヨリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことのみをもって、本取引の手の公正性が損なわれるものではない。

#### (8) 強圧性の排除

本取引において、一般株主に対する強圧性が生じていることを疑わせる事情は特段認められない。

#### (9) 小括

前記(1)から(8)を踏まえると、本取引は、取引条件の形成過程における独立当事者間取引と同視し得る状況の確保及び一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保のいずれの視点からも、実効的な公正性担保措置が講じられていると認められる。

以上のとおり、本取引に係る手続の公正性・妥当性は確保されていると考えられる。

#### 4 条件の公正性・妥当性の検討（本諮問事項③）

公正 M&A 指針によれば、取引条件の妥当性を検討するにあたり、①買収者との取引条件に関する協議・交渉過程において、企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で M&A が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況を確保すること、②取引条件の妥当性の判断の重要な基礎となる株式価値算定の内容と、その前提とされた財務予測や条件等の合理性を確認することを通じて検討すること、③買収対価の水準だけでなく、買収の方法や買収対価の種類等の妥当性についても検討することが重要とされている（以上につき、公正 M&A 指針 3.2.2）。

そこで、本諮問事項③については、上記①の観点から、住友化学との交渉過程を（後記(1)）、上記②の観点から、本株式交換比率算定書における当社株式価値算定の前提とされている本事業計画の内容の合理性及び本株式交換比率算定書の内容を（後記(2)及び(3)）、上記③の観点から、本取引におけるスキーム選択の合理性を（後記(4)）、それぞれ検証し、それを踏まえ、本取引の取引条件の公正性・妥当性が認められるかどうかを検討する（後記(5)）。

##### (1) 住友化学との交渉過程

当社は、住友化学との間で、本取引の株式交換比率の引き上げについて、複数回に亘り交渉及び協議を重ねている。当社は、この交渉及び協議を行うに当たって、一般株主の利益保護の観点から、交渉及び協議の方針・内容について事前に当委員会の承認を得ることとしている。また、当社及び当委員会は、この交渉及び協議に係る検討に当たり、適時適切に、大和証券及び島田法律事務所から助言を受けた。

当社の住友化学との交渉過程の概要は以下のとおりである。

##### ア 初回提案

当社は、2026年4月6日、住友化学から、本取引における株式交換比率を、1:4.27（当社株式1株に対して住友化学の普通株式4.27株を割当て）とする提案が記載された本株式交換比率提案書（4/6）を受領した。

当委員会は、2026年4月7日開催の第9回特別委員会において、大和証券の助

言等を踏まえて検討した結果、本株式交換比率提案書（4/6）に記載の株式交換比率は当社の一般株主の利益に十分に配慮された内容であるとはいえないと考えられることから、本株式交換比率提案書（4/6）に記載の株式交換比率の見直しを要請した。

#### イ 第2回提案

当社は、2026年4月10日、住友化学から、本取引における株式交換比率を、1：4.49（当社株式1株に対して住友化学の普通株式4.49株を割当て）とする提案が記載された本株式交換比率提案書（4/10）を受領した。

当委員会は、2026年4月14日開催の第10回特別委員会において、大和証券の助言等を踏まえて検討した結果、本株式交換比率提案書（4/10）に記載の株式交換比率は、大和証券による当社株式価値の試算結果をもとに算定される株式交換比率の水準、上場会社親子間の過去の株式交換事例におけるプレミアムの水準等を踏まえると、依然として当社の一般株主の利益に十分に配慮された内容であるとはいえないと考えられることから、本株式交換比率提案書（4/10）に記載の株式交換比率の見直しを要請した。

#### ウ 第3回提案

当社は、2026年4月17日、住友化学から、本取引における株式交換比率を、1：4.65（当社株式1株に対して住友化学の普通株式4.65株を割当て）とする提案が記載された本株式交換比率提案書（4/17）を受領した。

当委員会は、2026年4月21日開催の第11回特別委員会において、大和証券の助言等を踏まえて検討した結果、本株式交換比率提案書（4/17）に記載の株式交換比率は、大和証券による当社株式価値の試算結果をもとに算定される株式交換比率の水準、上場会社親子間の過去の株式交換事例におけるプレミアムの水準等を踏まえると、当社の一般株主に十分な説明を果たせる水準には達しておらず、より高い水準の追求が必要と考えられることから、本株式交換比率提案書（4/17）に記載の株式交換比率の見直しを要請した。

#### エ 第4回提案

当社は、2026年4月28日、住友化学から、本取引における株式交換比率を、1：4.82（当社株式1株に対して住友化学の普通株式4.82株を割当て）とする提案が記載された本株式交換比率提案書（4/28）を受領した。

当委員会は、2026年4月28日開催の第12回特別委員会において、大和証券の助言等を踏まえて検討した結果、本株式交換比率提案書（4/28）に記載の株式交換比率は、2026年4月28日を基準日とする直近1ヶ月の平均株価に基づく比率

に対して、過去の類似する株式交換事例において観測される平均的な水準のプレミアムが付与されている点において一定の合理性を有すると考えられる一方で、当社及び住友化学の株価の推移、大和証券による当社株式価値の試算結果をもとに算定される株式交換比率の水準、上場会社親子間の過去の株式交換事例におけるプレミアムの水準等を踏まえると、当社の一般株主に十分な説明を果たし得る水準にはなお至っておらず、より高い水準の追求が必要と考えられることから、本株式交換比率提案書(4/28)に記載の株式交換比率の見直しを要請した。

#### オ 第5回提案

当社は、2026年5月11日、住友化学から、最終提案として、本取引における株式交換比率を、1:4.91(当社株式1株に対して住友化学の普通株式4.91株を割当て)とする提案が記載された本株式交換比率提案書(5/11)を受領した。

当委員会は、2026年5月11日開催の第13回特別委員会において、大和証券の助言等を踏まえて検討した結果、本株式交換比率提案書(5/11)に記載された株式交換比率は、2026年5月11日を基準日とする直近1ヶ月及び直近3ヶ月の平均株価に基づく比率に対して、過去の類似する株式交換事例において観測されるプレミアム水準と遜色ないプレミアムが付与されているといえるものであり、当社及び住友化学の株価の推移、大和証券による当社株式価値の試算結果をもとに算定される株式交換比率の水準、上場会社親子間の過去の株式交換事例におけるプレミアムの水準等を踏まえると、当社の企業価値に照らして合理性を有する水準にあるといえるとの判断に至った。当委員会は、かかる判断を踏まえ、本取引の公表予定日である2026年5月13日の前営業日までの当社及び住友化学の株価の推移、同日に大和証券より提出される予定の本株式交換比率算定書における株式交換比率の水準等を踏まえ、改めて検証することを前提に、本株式交換比率提案書(5/11)に記載された株式交換比率(本株式交換比率)を応諾することを確認した。

当委員会は、2026年5月12日開催の第14回特別委員会において、同日までの当社及び住友化学の株価の推移、同日に大和証券より受領した本株式交換比率算定書の内容等を踏まえても、後記(2)から(5)のとおり、本株式交換比率に合理性が認められることを確認した。

当社は、当該確認結果を受けて、同日、住友化学に対し、2026年5月13日開催の当社取締役会において本株式交換比率を含む内容にて本取引の実施に関する決議が得られることを条件として、本株式交換比率(当社株式1株に対して住友化学の普通株式4.91株を割当て)について、応諾する旨回答した。

## (2) 本事業計画の内容の合理性

当社は、後記(3)のとおり、当社及び住友化学並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関である大和証券から本株式交換比率算定書を取得している。本株式交換比率算定書は、本事業計画の内容を前提として作成されたものであるところ、事業計画は、その作成の目的や態様等によって、その数字が楽観的な場合から保守的な場合まで様々であることから、事業計画の合理性やその作成経緯を確認することが重要とされている（公正 M&A 指針 3.2.2 の脚注 28）。

当委員会は、以下のとおり、本事業計画の合理性及び作成経緯（本事業計画の内容の修正及び当該修正の経緯を含む。）を確認し、本事業計画を承認している。

### ア 本事業計画の承認

当委員会は、2026年1月6日開催の第3回特別委員会において、当社から、本事業計画について詳細な説明を受け、事業環境を踏まえた本事業計画の実現可能性、中期経営計画との差異及びその理由の合理性等について、質疑応答及び意見交換を行った。

その上で、当委員会は、本事業計画の策定経緯に公正性を疑うべき事情（本事業計画の策定に住友化学側の関与や働きかけがあったという事情等）は存在しないこと、本事業計画の内容は実現可能性のある合理的なものであるとともに、過度に保守的なものとはいえないこと、本事業計画における各年度の営業利益やフリー・キャッシュ・フローの増減が特段不合理なものでないこと、中期経営計画と本事業計画の差異は、中期経営計画発表後に生じた事業環境や顧客状況の変化、2025年度の足許までの実績値等を踏まえた合理的なものであること等を当社の応答をもって確認の上、本事業計画を承認した。

### イ 本事業計画の内容の修正

当社は、当委員会が前記アのとおり本事業計画を承認した後、以下を理由として、本事業計画の内容の修正を行っている。

①2026年3月31日に公表した「減損損失の計上および2026年3月期業績予想の修正に関するお知らせ」の内容並びにこれに関する影響を事業計画に織り込むため

②大型カーボンニュートラル関連製品による収益の蓋然性が高まったことから、大型カーボンニュートラル関連製品の売上・利益及びそれに伴う設備投資等について、2030年3月期までの見込みを事業計画に織り込むとともに、2031年3月期以降に関してもより精度の高い見込みに修正するため

当委員会は、上記①の減損損失の計上及び2026年3月期業績予想の下方修正は、

自社製品の需要の減退等を考慮するとともに、固定資産につき減損損失を計上する見込みとなった結果によるものであり、当社の適正な会計上の判断において行われたものであること、本取引の検討とは無関係に行われたものであること、本事業計画における各年度の営業利益やフリー・キャッシュ・フローの増減の変更が特段不合理なものでないこと、住友化学による影響を受けたものではないことを確認の上、上記①及び②のとおり本事業計画の修正を行う必要性及び合理性が認められること、当該修正の経緯に公正性を疑うべき事情（住友化学側の関与や働きかけがあったという事情等）は存在しないこと等を確認し、2026年4月2日の第8回特別委員会において、本事業計画の内容を上記のとおり修正することを承認した。

#### ウ 業績予想の上方修正

当社は、当委員会が前記イのとおり本事業計画の内容の修正を承認した後、2026年4月21日に公表した「2026年3月期業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、2026年3月期業績予想の上方修正を行っている。

当委員会は、2026年4月21日開催の第11回特別委員会において、当社より、上記業績予想の上方修正について、2026年3月31日における業績予想の修正以降に明らかとなった当社の事業活動に係る複数の増益要因を反映するとともに、減損会計の算定を精緻化したことにより減損損失計上額が減少する見込みとなった結果によるものであり、当社の適正な会計上の判断において行われたものであること、本取引の検討とは無関係に行われたものであること、住友化学による影響を受けたものではないこと、並びに、当該業績予想の上方修正が2027年3月期以降の事業計画に与える影響は極めて軽微であると認められることから、本事業計画を再度修正する必要はないことについて説明を受けた。これらの説明を受け、当委員会は、その内容について特段の問題は認められないことを確認した。

### (3) 本株式交換比率算定書の内容

#### ア 算定方法の選択

当委員会は、2026年3月19日開催の第7回特別委員会、同年4月21日開催の第11回特別委員会及び同年5月12日開催の第14回特別委員会において、大和証券から、本取引における株式交換比率算定について、詳細な説明を受けた。

これらの説明によれば、大和証券は、①住友化学については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用し、②当社については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、

市場株価が存在することから、市場株価法を採用するとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して、算定を行ったとのことである。

大和証券が採用したこれらの手法は、本取引と同種の取引における株式交換比率算定においても一般的に利用されている算定手法であり、大和証券による株式交換比率算定方法の選択に不合理な点は認められない。

#### イ 株式交換比率算定結果の概要

本株式交換比率算定書によれば、住友化学の株式価値算定につき市場株価法を採用した上で、当社の株式価値につき市場株価法又はDCF法を採用した場合において、各評価方法による住友化学の1株当たりの株式価値を1としたときの株式交換比率の算定結果は以下のとおりである。

市場株価法	4.18～4.43
DCF法	3.55～5.27

#### ウ 各算定手法の合理性

本株式交換比率算定書によれば、大和証券が採用した各株式価値算定手法の概要及びその根拠は以下のとおりである。

##### (ア) 市場株価法

大和証券は、市場株価法において、2026年5月12日を算定基準日として、基準日までの1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用している。

市場株価法においてこれらの値を採用することは一般的であり、市場株価法による算定の内容に不合理な点は認められない。

##### (イ) DCF法

大和証券は、DCF法において、本事業計画における財務予測、2026年3月期第3四半期末における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことで企業価値及び株式価値を算定している。なお、割引率について、加重平均資本コストとした上で、9.7%～10.7%を採用しており、当社の規模を考慮し、サイズリスク・プレミアムを含め算出している。また、継続価値の算定に当たっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は、国内外のインフレ率及び当社が属する業界成長率等を踏まえて0.5%～1.5%とした上で、継続価値を、20,280百万円～25,226百万円と算定している。

このような大和証券による DCF 法の割引率の計算根拠及び計算内容に不合理な点は認められない。

#### エ プレミアムの検討

本株式交換比率は、以下のとおり、本取引の実施についての公表予定日（2026年5月13日）の前営業日である2026年5月12日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式及び東京証券取引所プライム市場における住友化学の普通株式の終値に基づく株式交換比率に対して18.3%、直近1ヶ月の終値単純平均値に基づく株式交換比率に対して17.4%、直近3ヶ月の終値単純平均値に基づく株式交換比率に対して15.8%、及び直近6ヶ月の終値単純平均値に基づく株式交換比率に対して10.8%のプレミアムが付されている。

参照値	プレミアム
公表予定日の前営業日における終値	18.3%
直近1ヶ月の終値単純平均値	17.4%
直近3ヶ月の終値単純平均値	15.8%
直近6ヶ月の終値単純平均値	10.8%

この点、参照事例におけるプレミアム水準（公表日の前営業日の終値並びに公表日前の直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の終値単純平均値それぞれに基づく株式交換比率に対するプレミアムの平均値と中央値）は、それぞれ以下のとおりである。

参照値	平均値	中央値
公表日の前営業日における終値	17.0%	12.5%
直近1ヶ月の終値単純平均値	16.2%	16.5%
直近3ヶ月の終値単純平均値	16.7%	14.3%
直近6ヶ月の終値単純平均値	16.4%	15.7%

本株式交換比率は、公表予定日の前営業日における当社株式及び住友化学の普通株式に係る終値並びに公表予定日前の直近1ヶ月及び直近3ヶ月の終値単純平均値に基づく株式交換比率に対するプレミアムに関して、参照事例におけるプレミアム水準と遜色ない水準にあるといえる。

なお、本株式交換比率は、公表予定日の直近6ヶ月における当社株式及び住友化学の普通株式に係る終値単純平均値に基づく株式交換比率に対するプレミアムに関して、参照事例におけるプレミアムの平均値と中央値をやや下回っている。しか

し、参照事例（全 21 件）のプレミアム水準につき、0%を基準に 5%で階級を定義すると、公表日の直近 6 ヶ月における終値単純平均値に基づく株式交換比率に対しては 10～15%のプレミアムが付された事例が 5 件と最頻階級となっており、同程度の水準にあるものと認められることを踏まえると、参照事例におけるプレミアムの平均値と中央値をやや下回っていることのみをもって、本株式交換比率の合理性が否定されるものではないと考えられる。

#### オ 小括

本株式交換比率は、①本株式交換比率算定書の内容を踏まえると、市場株価法により算定された当社及び住友化学の株式価値に基づき算出される株式交換比率の上限を上回っており、かつ DCF 法により算定された当社の株式価値及び市場株価法により算定された住友化学の株式価値に基づき算出される株式交換比率のレンジの中央値を上回っていること、②本株式交換比率に付されたプレミアムは、参照事例との比較において遜色ない水準にあると認められることから、当社の企業価値に照らして合理性を有する水準にあると考えられる。

#### (4) スキームの合理性

本取引のスキームは、住友化学を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換である。

本検討資料及び本ヒアリング等によれば、当社及び住友化学は、本取引の対価として、住友化学の普通株式が当社の一般株主に交付されることにより、当社の一般株主に対して、今後想定されるシナジーの創出による住友化学グループの事業発展や収益拡大、ひいては住友化学の株価上昇といったメリットを享受できる機会を提供できること、及び住友化学の普通株式は流動性が高く、市場で取引することで随時現金化することも可能であることから、株式交換というスキームを選択することが適切であると判断している。

上記の判断に特段不合理な点は認められず、本取引のスキームとして株式交換を選択することには合理性が認められる。

#### (5) 小括

本取引においては、当社の企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で行われるよう合理的な努力が行われていたということができ（前記(1)）、本株式交換比率算定書における当社株式価値算定の前提とされている本事業計画（前記(2)イの修正後のもの）の内容は合理的なものであり（前記(2)）、本株式交換比率は、本株式交換比率算定書の内容を踏まえてみたときに、当社の企業価値に照らして合理性を有する水準にあると考えられ（前記(3)）、本取引のスキームについ

